

## 「バリアフリー法基本方針」に定める移動等円滑化の目標 令和3年4月1日から

### ◎ 旅客施設

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上および1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である鉄軌道駅、バスターミナルについては、原則として、令和7年度までに

1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上である旅客船ターミナルについては、原則として、令和7年度までに

- 段差の解消
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- 案内設備の設置
- 障害者対応型便所の設置

等の移動等円滑化（バリアフリー化）を実施する。

### ◎ 車両等

車両等の種類	車両等の総数	目標値
鉄軌道車両	約53,000両	令和7年度までに 約37,100両（約70%）
乗合バス車両	約60,000台 (うち、適用除外車両10,000台除く)	令和7年度までに、ノンステップバス 約40,000台（約80%） 適用除外車両をリフト付き又はスロープ付きバス 約2,500台（約25%） 1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へ運行するバス路線の運行系統の総数の約50%
貸切バス車両	—	令和7年度までに、約2,100台のノンステップバス、リフト付き又はスロープ付きバス
タクシー車両	—	令和7年度までに 約90,000台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む） 各都道府県における総車両数の約25% ユニバーサルデザインタクシー化
船舶	約700隻	令和7年度までに 約420隻（約60%） 1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については構造等の制約条件を踏まえて、可能な限り